

消費税率改定に伴う水道料金・下水道使用料・簡易水道料金

の経過措置について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられるのに伴い、水道料金・下水道使用料・簡易水道料金の改定をさせていただきます。

ただし、9月30日以前から継続して水道・下水道・簡易水道をご利用のお客様は、次のような経過措置が適用されます。

偶数月検針の場合

令和元年12月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分	8%	★ ← 使用期間 → ★					
12月検針分	10%			★ ← 使用期間 → ★			

★は検針日

奇数月検針の場合

令和2年1月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分	8%		★ ← 使用期間 → ★				
1月検針分	10%				★ ← 使用期間 → ★		

★は検針日

(ご注意)

※令和元年10月1日以降に使用を開始されるお客さまは、当初から新税率適用(10%)の料金・使用料となります。

※令和元年9月から使用を開始した場合、あるいは転居等に伴う中止精算など、一部11月検針分から新税率適用(10%)になる場合があります。

お問い合わせ先

水道料金・下水道使用料について 上下水道局水道部営業課 ☎ 270-9108

☎ 251-1132

簡易水道料金について 上下水道局水道部水道施設課葵北施設係

☎ 207-9470